

## 中野区資産活用福祉資金貸付けに係る代物弁済について

### 1 中野区資産活用福祉資金

中野区資産活用福祉資金は、中野区資産活用福祉資金貸付条例に基づき、在宅福祉サービスを利用する高齢者又は障害者に対し、住宅及びその敷地を担保として、当該サービスの利用料、日常生活諸費、医療費、住宅の改修等に充てるための福祉資金を貸し付ける制度である。

### 2 貸付けの概要

中野区資産活用福祉資金の貸付決定を行った案件について、借受人が死亡し、借受人の相続人（債務継承者）による償還も困難であると認められるため、金銭消費貸借基本契約に基づき、代物弁済の手続きを実施している。

#### (1) 貸付期間

平成6年(1994年)7月7日～平成26年(2014年)3月31日

#### (2) 借受人

2名(2名とも死亡)

#### (3) 相続人(債務継承者)

2名(1名は行方不明)

### 3 貸付期間終了後の経過

平成26年(2014年)10月 ～平成30年(2018年)9月	償還猶予
平成31年(2019年)3月	不動産鑑定実施
平成31年(2019年)4月 ～令和元年(2019年)5月	仮登記担保契約に関する法律に基づき、清算のための通知発送(行方不明者への公示送達を含む。)
令和元年(2019年)8月	区へ所有権移転

### 4 今後の手続き

区は担保不動産の所有権を取得したところであるが、当該不動産の相続人2名のうち、1名が行方不明のため、所有権移転登記の手続きができないことから、当該手続きを行うにあたり、訴えを提起する必要がある。

### 5 今後のスケジュール

令和元年(2019年)第4回定例会 訴えの提起に関する議案を提出予定